



## 福祉施設版

## NEWS LETTER

2016 年 3 月号

中村太郎税理士事務所

東京都新宿区西新宿3-7-33ミツワバイナリー502  
TEL : 03-6302-0475 / FAX : 03-6302-0474

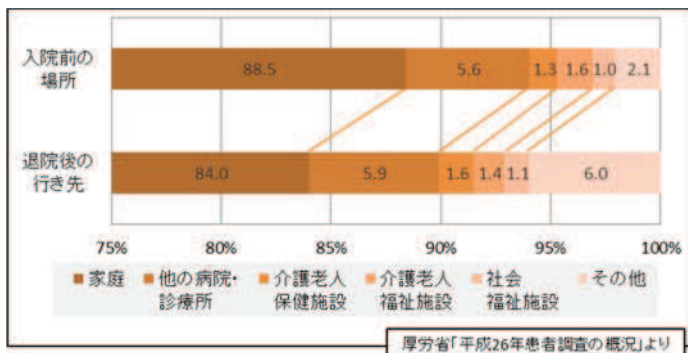
## 施設からの入院患者、退院後はどこへ？



施設入居者が入院した場合、退院後に再び施設に戻る割合はどの程度でしょうか。今回は、厚生労働省が発表した調査\*に注目します。

## 全体では 4.1%が介護施設等へ

退院患者を対象とした「入院前の場所」「退院後の行き先」の構成は、次の通りです。



退院後に介護施設等に入所した患者の割合は、介護老人保健施設が 1.6%、介護老人福祉施設が 1.4%、社会福祉施設が 1.1%、合計 4.1% となっています。

## 6割～7割強が入院前と同じ環境へ

「入院前の場所」が福祉施設等であった退院患者の行き先を、右表の通りまとめました。

介護老人保健施設入所者が、退院後に再び介護老人保健施設に入所した割合は 60.2%、同じ

く介護老人福祉施設は 64.1%、社会福祉施設は 72.7% となりました。

		単位 (%)					
退院後	入院前	家庭	他の病院・診療所	介護老人保健施設	介護老人福祉施設	社会福祉施設	その他
介護老人保健施設		4.9	9.3	60.2	2.0	1.5	22.1
介護老人福祉施設		4.5	7.6	1.6	64.1	1.6	20.6
社会福祉施設		4.5	8.1	1.2	1.3	72.7	12.2

厚生労働省「平成26年患者調査の概況」より

この調査では、退院後に入所した施設が入院前と同じ施設かどうかまでは追跡できませんが、治癒の後、家庭や他の施設へ移る割合は低く、6～7割強が入院前と同じ環境への移動を選択していることが分かります。

\*厚生労働省「平成26年患者調査の概況」

層化無作為に抽出した全国の医療施設を利用する患者を対象とした調査です。上述の退院患者は、平成26年9月1ヶ月間に退院した者約136万人が対象です。詳細は、次のURLよりご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kanja/14/index.html>

## 高齢者のやけど事故防止に呼びかけ／消費者庁

過去6年間に消費者庁に寄せられた高齢者のやけど事故は338件。うち低温やけどが119

件でカイロが最も多く、こたつで就寝したことによる重症事例も報告されています。

## 福祉施設等の賃金改定状況

昨年 12 月に厚生労働省から、平成 27 年の賃上げの実態に関する調査結果※が発表されました。ここでは福祉施設や医療機関などの賃上げ状況に関するデータをみていきます。

### 8 割が賃上げを実施

上記調査結果から、福祉施設や医療機関など（以下、医療、福祉）の常用労働者 1 人平均賃金（以下、平均賃金）の改定状況をまとめると、以下のとおりです。

1人平均賃金の改定状況・実施割合（％）

	医療、福祉	全体
引き上げた・引き上げる	81.5	85.4
引き下げた・引き下げる	-	1.2
実施しない	8.9	8.4
未定	9.6	5.0

厚生労働省「平成27年賃金引上げ等の実態に関する調査の概況」より作成

調査対象の医療、福祉のうち、27年に平均賃金を引き上げた・引き上げる（以下、引上げ実施）割合は、81.5%となりました。ちなみに26年の引上げ実施割合は73.9%であり、7.6ポイントの増加となりました。調査対象全体の引上げ実施割合は85.4%ですから、医療、福祉は若干実施割合が低いことがわかります。

ただし、全体では引き下げた・引き下げる（以下、引下げ実施）割合が1.2%ありますが、医療、福祉では引下げ実施企業はありません。26年の医療、福祉の引下げ実施割合は2.4%でしたから、この点は好転しており、全体よりもよい状況になったといえましょう。

### 改定額は 500 円増加

次に平均賃金の改定額と改定率をみると、右上表のとおりです。

1人平均賃金の改定額と改定率

		医療、福祉	全体
改定額 (円)	26年	3,255	5,254
	27年	3,755	5,282
改定率 (%)	26年	1.6	1.8
	27年	1.8	1.9

厚生労働省「平成27年賃金引上げ等の実態に関する調査の概況」より作成

医療、福祉の27年の平均賃金改定額は3,755円で、26年より500円増加しました。ただし全体の改定額は5,282円なので、1,500円程度低いという結果になりました。

改定率は1.8%で全体の1.9%とほぼ同じ程度です。なお業種によっては、26年よりも改定率が下がっているケースもあります。

### 改定にあたって重視したこと

最後に、平均賃金の引上げ実施にあたり、最も重視した項目をみると、全体では半数以上が「企業の業績を最も重視した」と回答しています。次に多いのは「重視した要素はない」ですが、3番目には「労働力の確保・定着」が多くなりました。

26年の調査結果では、医療、福祉は平均賃金の引上げ実施割合が25年に比べて低下しました。27年には上昇に転じたので、28年も引上げを実施する施設が増えることを期待したいものです。

※厚生労働省「平成27年賃金引上げ等の実態に関する調査の概況」

日本標準産業分類（平成19年11月改定）による15大産業に属する会社組織の民間企業で、一定規模以上の常用労働者を雇用する企業を調査対象に、産業別及び企業規模別に抽出した約3,500社を調査客体とし、平成27年8月に、27年1月から12月までの1年間の常用労働者の賃金の改定状況等について調査したものです。詳細は、次のURLのページからご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/jittai/15/index.html>

## 福祉施設でみられる 人事労務Q&A

### 『経歴詐称の職員を解雇したい！？』



採用選考時に提出された履歴書において、前職では同業で5年間正職員として勤務していたと記載されていたものの、実はパートタイマーとして2年間しか勤務していないことがわかりました。働きぶりの良くない職員ですので、この経歴詐称を理由に解雇したいと考えているのですが、問題ないでしょうか。



経歴詐称による解雇は、その採用によって労働力の適正な配置を誤らせるような重大な詐称でなければ、権利の濫用として無効となる可能性があります。

#### 詳細解説：

労働力人口における非正規労働者数が増加傾向にある中で、特に若い年齢層の労働者が正職員として働きたいとの希望から、過去の経歴を詐称して応募してきたという話を耳にすることが増えてきました。その多くは、採用後の働きぶりで発覚するようですが、ご質問のように解雇まで考えるケースもあります。



実際に解雇を検討するに当たっては、形式面と実態面に分けて考えることがポイントになるでしょう。まず形式面ですが、経歴詐称を理由に解雇を行うためには、就業規則においてあらかじめ経歴詐称が解雇事由となることを定めておく必要があります。一般的には、「重大な経歴を偽り、採用された場合」といった旨の規定がされており、それを根拠に解雇を検討することになります。次に実態面ですが、「重大な」経歴詐称が存在するのかがポイントとなります。ここでいう「重大な」とは、個々の事案によって解

積は異なりますが、その経歴詐称によって労働力の適正な配置を誤らせるような場合、と解釈されています。例えば、看護師募集をした際に、看護師の資格を持っていると申告していたにもかかわらず、実は資格を持っていなかったというようなケースが該当します。

今回のご質問では、勤務年数や勤務形態が異なっていたとはいえ、「重大な」とは考え難く、仮に解雇をした場合には、労働契約法第16条に定める「解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする」という規定に抵触する可能性があるため注意が必要です。

こうした問題を防止するためには、採用面接時に過去の経歴や仕事内容について十分確認すること、そして、そもそも「経歴詐称」と「働きぶり」は別問題であることから、働きぶりが悪いのであれば注意指導を重ね、改善がみられない場合には懲戒処分を検討するという方法などが考えられます。



# 事例で学ぶ 4 コマ劇場

## 今月の接遇ワンポイント情報

### 『音の配慮』



## ワンポイントアドバイス

### 音の配慮



介護福祉のスタッフは、利用者様に極力気持ちよく施設を利用していただきたい、と考えていることでしょう。相手の緊張や不安を取り除き、リラックスした状況をつくりだすこともスタッフの仕事です。その中で音に対する配慮は、意外に忘れることが多く、改善の課題に挙げられます。

音の伝わり方は、空気中を伝わって聞こえる音と壁や床などをふるわせて伝わる音の 2 種類があります。壁や床などをふるわせて伝わる“固体音”は立って仕事をするスタッフよりも、座る・横になるといった姿勢の利用者様の方が振動としてより大きく伝わります。それに加えて、具合が悪い、不安、緊張などが伴うと一層不快な音として届いてしまいます。ですから、私たち介護福祉のスタッフは、十分な気配りが必要です。

- ・ドアや棚扉の開閉の音
- ・急いで走る足音
- ・物を落とした音 など

特にこれらは利用者様にとって突然やってくる不快な音です。

アイさんたちのように、工作中、目を閉じて耳を澄ましてみるとよいでしょう。

- どのような音が聞こえてきますか？
- 何の音でしょうか？
- その音は心地良く感じますか？
- 耳障りに響いているのでしょうか？
- 静かに優しく始まりますか？
- 突然大きな音としてやってきますか？
- 頻繁に続く音でしょうか？
- まれに聞こえる音でしょうか？

なるべくよい状態で利用していただけるよう、音の配慮をしましょう。